

訪の海へ、具足をきせて、今より三年目の亥の四月十二日に亥づめ候へ、信玄のぞみは、天下に旗
をたつべきとの儀なれども、かやうに死する上は、結句天下へのぼり仕置仕残し、汎々なる時分
に、相果たるより、只今亥て、信玄存命ならば、都へのぼり申べきものをと、諸人批判は大慶なり、
就中弓箭之事、信長家康裏報のつよき者共と、取合をはじめ候故、信玄一入はやく命縮と覺たり、
略○中かまへて四郎合戦數奇仕るべからず、○中信玄わづらひなりといふ共生て居たる間は、我
持の國々へ手さす者は有間敷候、三年の間、ふかくつ、しめとありて、御めをふさぎ給ふが、○下
〔吉川家譜四〕弘治三年丁巳、○中元就公ヨリ隆元公、元春公、隆景公へ御教訓書ヲ賜フ、
尙々忘申事候ば重而可申候、又此狀字など落候て、てにはちがひ候事もあるべく候、御推量め
さるべく候べく候、

一三人心持之事、今度彌可然被申談候、誠千秋萬歳太慶此事候べく候、
一幾度申候而茂毛利と申名字之儀、涯分末代までもすたり候はぬやうに、御心がけ御心遣肝心
までにて候、

一元春隆景之事、他名之家を被續事候、雖然是者誠のとうざの物にてこそ候へ、毛利之二字あた
おろかにも思召御忘却候ては、一圓無曲事候、中々申もおろかにて候べく候、
一雖申事舊候彌以申候三人之半少にても、かけこへだても候は、たゞ三人御滅亡と可被
思召候べく候、餘之者には取分可替候、我等子孫と申候はん事は、別而諸人之にくまれを可蒙
候間、あとさきにてこそ候へ、一人も人はもらし候まじく候、縦又か、はり候ても、名をうしな
い候て、一人二人かゝり候ては、何之用にすべく候哉、不能申候、
一隆元之事者、隆景元春をちからにして、内外様共に可被申付候、於然者何之子細あるべく候や、
又隆景元春事者、當家だに堅固に候は、以其力家中々々は如存分可被申付候べく候、唯今い